



## もくじ

- 妊娠おめでとうございます……………3
  - 母子健康手帳の交付 ○母性健康管理指導事項連絡カード
  - やまなし思いやりパーキング制度
- 健診・検査費用の助成について……………5
  - 妊婦健康診査受診票・追加検査受診票 ○妊婦歯科検診受診票
  - 新生児聴覚検査受診票 ○産婦健康診査受診票
  - 1ヶ月児健康診査受診票 ○乳児一般健康診査受診票
- 妊婦のための支援給付事業について……………6
- 妊娠中に利用・申請できるサービス……………7
  - 母親学級・両親学級 ○ホームスタート産前産後支援事業
  - 妊産婦こころの健康相談 ○産前産後電話相談
  - 産前産後ケア事業(宿泊型ケア、日帰り型ケア)
  
- ご出産おめでとうございます!……………10
  - 出生届 ○出生連絡票
  - 児童手当 ○子育て応援医療費助成金制度
  - 出産育児一時金 ○新生児・乳児の家庭訪問(こんにちは赤ちゃん)
  
- 乳幼児健診のご案内……………13
  - 市に来て受ける健診 ○医療機関で受ける健診
  
- 予防接種について……………15
  - 定期予防接種について ○助成がある任意予防接種について
  
- 子育て支援サービス……………17
  - 羽田ブックプレゼント事業 ○ホームスタート ○やまなし子育て応援カード
  - ファーストスプーン贈呈事業 ○制服バトンタッチ事業 ○よしだこども食堂
  - ファミリー・サポート・センター ○離乳食教室 ○栄養相談・栄養指導
  
- 親子で遊びにでかけよう!……………20
  - つどいの広場・子育てサロン ○子育てサロン支援
  - つどいの広場にじいろ ○市立図書館
  
- 保育園・幼稚園等一覧……………22
- 保育園について……………23
- 病児保育について……………24
- 一時預かり事業……………25

- こども誰でも通園制度……………26
- 放課後児童クラブ……………27
- 相談事業のご案内……………28

<思春期～就学までの相談>

- 妊娠相談ほっとライン事業 ○妊産婦健康相談 ○育児相談
- すこやか診察・すこやか相談 ○すこやか教室 ○子育てスキルアップ教室
- 家庭児童相談 ○女性相談 ○富士吉田市子育て短期支援事業

<就学の時～中学卒業までの相談>

- 就学相談 ○教育相談 ○山梨県立ふじざくら支援学校

<具合が悪くて困ったときの相談>

- 小児救急医療電話相談シャープ 8000

<病気や遺伝的障がいのある時などの相談>

- 小児慢性特定疾病児等自立支援事業 ○遺伝等母子保健専門相談

<育児負担を感じた時、虐待を疑った時の相談>

- 山梨県都留児童相談所 ○児童相談所虐待対応ダイヤル

●妊娠をご希望されている方の助成①(富士吉田市)……………33

- 不妊治療費助成金支給事業

●妊娠をご希望されている方の助成②(山梨県)……………34

- 不妊治療費助成(先進医療) ○不妊治療費助成(保険適用外)
- 不妊検査費・不育症検査費助成 ○不育症検査費助成(先進医療)
- 不育症治療費助成

●病気のお子様、体が不自由なお子様のために……………35

- 特別児童扶養手当 ○障害児福祉手当 ○自立支援医療(育成医療) ○養育医療
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度 ○ことばと発達のサポートルーム「ほっと」
- 山梨県立ふじざくら支援学校 ○社会福祉協議会(おもちゃ図書館)
- 富士・東部口腔保健センター ○富士・東部医療的ケア児支援センター サテライト

●ひとり親世帯の子育て支援……………38

- 児童扶養手当 ○ひとり親家庭医療費助成制度
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業 ○高等職業訓練促進給付事業
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 ○子育て世帯への食糧支援事業
- ひとり親家庭等レクリエーション事業 ○ひとり親家庭等こども体験会

●急病のときに!!……………39

- 小児初期救急医療センター ○富士・東部口腔保健センター

\* このサービスガイドには、  
令和8年4月1日現在の情報が掲載されています。



# 妊娠おめでとうございます!!

## ●母子健康手帳の交付

医療機関で赤ちゃんの心拍が確認されたら、妊娠11週までに妊娠届出の手続きをして母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳は、お母さんと赤ちゃんの健康状態を記録する大切な手帳です。健診や予防接種の時にも必要となりますので大切に保管して活用しましょう。

また、妊婦時から赤ちゃんが小学校以降になるまでの記録や災害時の心得、役立つ情報がたくさん記載されていますので母子手帳をじっくり読んでみましょう。

### <申請場所>

市役所 こども家庭センター（子育て支援センター1階）



申し込みはこちら

### <時間>9時~11時

13時~16時 ※水曜日のみ18時まで

### <事前予約制>インターネット(予約締切…前日の正午)・電話

### <持ち物>

- ・妊娠届出書(医療機関で配布)

※近隣の医療機関以外では妊娠届出書の交付はありません。

市役所ホームページより、事前に妊娠届出書を印刷していただき

医療機関にて妊娠証明を記載してもらった上で、ご持参をお願いします。

### <交付日程>

4 APRIL 2026							5 MAY 2026							6 JUNE 2026							7 JULY 2026									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
			1	2	3	4						1	2			1	2	3	4	5	6						1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11			
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18			
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25			
26	27	28	29	30	24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	26	27	28	29	30	31										
							31																							
8 AUGUST 2026							9 SEPTEMBER 2026							10 OCTOBER 2026							11 NOVEMBER 2026									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
						1			1	2	3	4	5					1	2	3			1	2	3	4	5	6	7	
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14			
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21			
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28			
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30	31	29	30											
30	31																													
12 DECEMBER 2026							1 JANUARY 2027							2 FEBRUARY 2027							3 MARCH 2027									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
			1	2	3	4	5						1	2			1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13			
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20			
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27			
27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29	30	28	28	29	30	31														
							31																							

※英語・ネパール語・ベトナム語・ポルトガル語・タガログ語・中国語の母子健康手帳をご用意しています。※

### ●母性健康管理指導事項連絡カード

主治医が診察の結果、妊娠中の働く女性の健康管理に必要だと判断した措置を職場に連絡するものです。主治医が必要な措置を記入して妊婦さん本人が職場に提出すれば、「勤務時間の短縮」「負担の大きい作業の制限」「休憩を取る」などの措置を受けることができます。

カードは母子健康手帳に記載されている URL よりダウンロード可能です。また、妊娠届でお渡しした一式の中に入っています。カードを活用して、母体と胎児の健康を守りながら仕事をしましょう。

### ●やまなし思いやりパーキング制度

母子健康手帳交付日から出産後 1 年 6 ヶ月まで（多胎児の方は出産後 3 年まで）の妊産婦さんを対象に、県立施設、県内の店舗等で安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。「思いやり駐車区画」の案内標示がある駐車場で利用できます。利用者証の交付を受けるためにはこども家庭センターで申請が必要です。

※出産後は、1 歳 6 ヶ月以下のお子さんと同伴の場合に限ります。

※多胎児の方はお子さんが 3 歳になるまでご利用いただけます。

※期限を過ぎた利用証はこども家庭センターへ必ずご返却ください。

▲問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632(直通)



# 健診・検査費用の助成について

妊娠中や出産後はホルモンバランスや環境の変化などから、からだに様々な変化が起こりやすいと言われています。自覚症状がなく順調にみえてもトラブルが隠れていることがあります。妊産婦健診は、お母さんと赤ちゃんを守る大切な健康チェックの機会です。受診票を使用して定期的に健診を受けましょう。

## ※注意事項

里帰り出産等、山梨県外で受診する予定のある方は、お手続きが必要になりますので母子手帳発行時にお申し出ください。

## ●母子手帳発行時にお渡しする受診券

- 妊婦一般健康診査受診票・・・14枚
- 追加検査受診票①～⑥・・・6枚
- 妊婦歯科検診受診票・・・1枚
- 乳児一般健康診査受診票・・・1枚
- 新生児聴覚検査受診票・・・1枚
- 産婦健康診査受診票・・・2枚
- 1か月児健康診査受診票・・・1枚

## ●妊婦一般健康診査受診票・追加検査受診票①～⑥

妊婦健診の費用を、6,000円を上限に助成します。妊娠期の健診時に1枚ずつ使用してください。主治医と相談して使用してください。母子手帳交付後の妊婦健診でご利用いただけます。なお、追加検査の検査時期につきましてはかかりつけの医師とご相談ください。

## ●妊婦歯科検診受診票

妊娠期の歯科検診費用を助成します。妊娠期は歯周病になりやすく、歯周病は早産や生まれてきたお子さんのむし歯の原因になります。

妊娠中に必ず歯科検診を受診しましょう。助成期間は妊娠～出産までの間ですが、妊娠16週から23週が推奨期間になります。

## ●新生児聴覚検査受診票

生まれたお子さんが生後2～3日頃に産院で受ける聴覚検査の費用を、3,000円を上限に助成します。出産で入院する時に、母子手帳とともに受診票を持参してください。新生児聴覚検査を受け先天性難聴の早期発見ができることで、早期治療が可能になります。お子さんの将来の健やかな言葉の発達のための第一歩として新生児聴覚検査は必ず受けましょう。

## ●産婦健康診査受診票

出産後おおむね2週間後及び1ヶ月の時期に、産院で受ける産婦健診の費用を、5,000円を上限に助成します。産後10～15%の産婦さんが産後うつにかかると言われています。産婦健診を受けて、体だけでなく心の状態もチェックしましょう。

## ●1ヶ月児健康診査受診票

1ヶ月健診で使用しましょう。

▲申し込み・問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632(直通)

## ●乳児一般健康診査受診票

1歳になる2日前までの期間、産院や小児科で受ける乳児健診費用について1回分助成します。

生後6~7ヶ月の間、または生後9~11ヶ月の間に使用することを推奨しています。お子さんの成長を確認する大切な健診になりますので、必ず受診するようにしましょう。

# 妊婦のための支援給付事業について

全ての妊婦が安心して出産を迎えられるよう妊婦のための支援給付、相談支援を行います。

## ●妊婦のための支援給付(経済的支援)

対象者:妊娠届出・出産をした方

他の市町村で同様の給付を受けておらず、市の担当者と面談をした方

※申請書は妊娠届出時・出生届出時にお渡します。

給付額:1回目 妊婦に対して5万円

2回目 胎児1人当たり5万円

## ●伴走型相談支援

妊娠期から、出産、産後、育児期といった各段階に応じて、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援を実施します。電話や来所、訪問でも相談を受け付けています。

### 事業の流れ

	妊娠届出時	妊娠8ヶ月頃	出生届出後(赤ちゃん訪問時)
支援 経済的	1回目の給付		2回目の給付
走型 相談 支援	来庁日をネット予約し、病院から発行された妊娠届出書を持参し、来庁してください。保健師や助産師と面談を行います。	妊娠8ヶ月頃の方を対象に市よりアンケートの送付をします。インターネット上でアンケートの回答をしてください。面談希望の方は、再度保健師または助産師から電話連絡を行い、日程調整後に面談します。	生後2ヶ月ごろ赤ちゃん訪問を行います。赤ちゃんの成長・発達の確認や産婦さんの体調確認を行ったり、サービスの説明などを行ったりします。

▲申し込み・問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632(直通)

# 妊娠中に利用・申請できるサービス

## ●母親学級・両親学級

妊娠期の過ごし方・出産・育児について、参加者同士で楽しく学びましょう。ママ・パパ友作りのきっかけにもなります。(詳細は、ホームページや公式 LINE などをご覧ください)

<日時> 広報・市のホームページ・公式 LINE 参照

<対象> 市内在住の妊婦さんとそのご家族

※初妊婦さんはもちろん、第2子以降の妊婦さんもぜひご参加ください。

<持ち物等> 母子健康手帳、筆記用具、タオル、飲み物

※母親学級ではプラスで運動ができる服装・上履き、母子手帳発行時に配布にした冊子(マイナス1歳からはじめる丈夫な歯育て、マタニティ食事レッスン)が必要になります。

<内容> 妊娠中に必要な栄養の話、歯科保健指導、マタニティビクスで体を動かします。

また、パパと一緒に赤ちゃんの着替えやお風呂など、育児の手技を学ぶことができます。

▲申し込み・問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632(直通)

## ●ホームスタート産前産後支援事業(妊婦さんへの訪問支援)

様々な心身の変化が起こる妊娠期の不安や心配事に寄り添いながら共に過ごす伴奏型の支援です。研修を受けたホームビジターが週1回、2時間程度訪問し寄り添いながら傾聴(気持ちを受け止めながら話を聞く)や協働(一緒に出産の準備や健診・散歩に行く)等の活動を行います。少しでも安心して出産が迎えられるよう隣で応援させていただきます。一緒に出産準備をしたり受診をしたり、お散歩に行くこともできます。基本のホームスタート同様に利用料は無料です。お気軽にお問い合わせください。

▲申し込み・問い合わせ先

ホームスタート・ふわっと

23-8994(平日 10:00~16:00)

## ●妊産婦こころの健康相談(県委託事業)

あなた自身やご家族の様子に気になることがあったらお気軽にご相談ください。妊娠中・産後の方が対象で、心の専門家が対面でゆっくりお話を聞いてくださいます。料金は無料、1歳になるまでに計3回受けられます。相談内容や個人情報を守られます。

※実施場所は産前産後ケアセンターママの里となります。

▲申し込み・問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632(直通)

## ●産前産後電話相談(県委託事業)

電話相談窓口を産前産後ケアセンターに設置し、妊娠中や出産後の体や心のこと、育児(3歳児程度まで)に関する悩みなどについて24時間365日助産師が対応します。利用料金は無料で、通話料のみ利用者負担となります。ご家族からの相談も可能です。

※多くの方のご相談を受けるため、1回の相談時間は、15~20分を目安に行っています。

**電話番号:055-269-8110**

## ●産前産後ケア事業

産後のことが心配、日々の育児や家事に疲れてしまった、ちゃんと育児できているのか心配、育児を手伝ってくれる人がいないなど、産後の生活に不安を抱えていませんか?産前産後ケアでは、助産師からのアドバイスを受けたり、同時期に出産された産婦さんと交流なども行ったりすることで、育児の不安を軽減したり、お母さんの心身を休ませたりすることができます。ひだまりでは授乳の合間に専門職にお子さんを預けてゆっくり休むこともできます。

## ○宿泊型ケア(産前産後ケアセンターママの里)

対象は産後4ヶ月までの母親とその乳児です。宿泊しながら、母親のケアと育児に関する相談・指導等の支援を助産師等が提供する事業です。また、休息や不安・悩みを抱える母親同士の交流を図れるため、安心感も得られます。

ご利用にあたりましては、事前に申請が必要です。ご利用、申請については問合せ先までいつでもお気軽にご連絡下さい。お問合せは産婦さんからだけでなく、ご家族の方からも大歓迎です。

### <利用対象>

- ・市内に住民票のある産後4ヶ月(5か月になる前日)までの母と子
- ・子育てに不安や心配事がある方
- ・助産師等から指導を受けたい方
- ・市民税等の滞納がない方

<事業内容>ホームページをご確認ください。

<料金(自己負担額)> 1泊2食 3,600円+昼食代(別にかかります)

### <実施施設>

健康科学大学産前産後ケアセンター ママの里 055-268-3575 (FAX 055-268-3538)

笛吹市石和町窪中島 587-112 石和温泉駅から車で5分

▲申し込み・問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632(直通)

## ○日帰り型ケア(産前産後ケアルームひだまり)

産前産後ケアルーム「ひだまり」は、市内在住の妊婦さん、産後のママと生後 1 歳までの赤ちゃん、ご家族に気軽にお越しいただき、体を休めたり、育児の不安を解消したり、ママ友作りの場として楽しんでいただく場所になります。

<利用対象> ・市内在住の妊婦さん、産後のママ  
・生後 1 歳までの赤ちゃん、ご家族

<場 所>子育て支援センター2階

<日 時> 月～土曜日 8:30～17:00

(第1土曜日、日・祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く)

<持 ち 物> 母子健康手帳、バスタオル、ミルク・オムツ等赤ちゃんに必要なもの

※原則として事前予約制となりますので、利用希望の方は連絡をお願いいたします。

<事業内容>

### ・ごろごろルーム(休息)

妊婦さんや産後のママが自由にゆっくりお休みできるお部屋があります。ママがお休みしている間、赤ちゃんはスタッフが預かりすることも出来ます。授乳の時にはお連れしますので、ゆっくり体を休めてください。産後の不眠や疲れが溜まった時にはぜひご利用下さい。

※原則として産後 6 ヶ月未満までの利用となります

### ・相談

妊娠中の体の変化、赤ちゃんの体重や発育、育児や母乳のことなど、ママ達のお悩みに助産師・看護師が寄り添います。いつでもお気軽にお越し下さい。

※母乳のトラブルの際、状態をみて授乳の方法やセルフケアのアドバイスをしますが、マッサージは行えませんのでご了承ください。病院や助産院を紹介します。

### ・沐浴指導

肌トラブルの少ない「あわあわ沐浴法」をパパ・おじいちゃん・おばあちゃんが一緒に勉強したい、退院後お家でうまく沐浴が出来ない、スキンケアの方法が不安、湿疹ができてしまったなど、希望やお悩みに応じて沐浴指導をおこなっています。

### ・交流・教室

ご家族みんなで過ごしたり、ママ友とお話してみんなで情報交換をしたり、一緒に赤ちゃんとお過ごす場所を提供しています。また参加費無料で毎月教室の開催もしています。毎月の予定は富士吉田市の広報をご覧ください。

▲問い合わせ先

産前産後ケアルーム ひだまり

25-6681(直通)

# ご出産おめでとうございます!

## ●出生届

<届出期間> 生まれた日を含めて14日以内

(14日目が届出地市区町村役場の休日に当たるときは、その休日の翌日が出生届の期間の末日になります。)

<持ち物> ①出生届(用紙の右側は出生証明書です)

②母子健康手帳

③届出人の本人確認書類(確認させていただく場合があります)

- ・届出は所在地、本籍地、出生地で可能です。
- ・休日・時間外に届出をされた方は、後日、届出された市区町村役場にて母子手帳への証明を受けて下さい。(当市の場合は市民課窓口にお越しください。)
- ・出生届の届出人は、原則として子の父または母です。届出人が署名したあと届出書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。
- ・外国籍の方は上記に加えて、パスポート・婚姻証明書及びそれぞれの日本語訳文、在留カードが必要です。

▲問い合わせ先

市民課 戸籍担当 22-1111 内線 145・149

## ●出生連絡票

妊娠届出の際にお渡しした綴りの中にあるので、内容を記入してこども家庭センターに提出してください。生まれたときの体重や相談内容などが、新生児・乳児家庭訪問に伺う際の参考になります。記入漏れのないようお願いします。

**注意:** 里帰り等で、当市以外に出生届を出す場合も、出生連絡票は当市のこども家庭センターに提出してください。郵送でも受け付けていますので、早めの提出をお願いします。

▲問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632(直通)

## ●児童手当(出生届の際に申請してください)

18歳に到達後の最初の3月31日までのお子様を養育する家庭に支給されます。児童手当の支給は、申請のあった翌月分から開始されます。遡って受け取ることができませんので、必ず出生翌日から15日以内に申請をして下さい。

<持ち物> 1.申請者名義の通帳

2.申請者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの

3.窓口に来る方の本人確認書類

▲問い合わせ先

こども家庭センター 22-5155(直通)

**注意**

申請者・・・父母のうち所得が高い方となります。

## ●子育て応援医療費助成金制度

お子さんにかかる医療費（保険適用分）を助成します。出生届の際に申請していただき「子育て応援医療費助成金受給資格者証」（ピンク色）を交付します。必ず手続きをしましょう。

<持ち物>①お子さんの健康保険資格確認書類（マイナ保険証確認画面・資格確認書 など）  
②保護者名義の通帳

【対象年齢】0歳～18歳に到達した最初の3月31日まで

※ただし、婚姻または18歳の誕生日後、就労等により扶養から外れた方は除く

【助成内容】入院または通院（内科、歯科、処方箋薬剤など）における保険診療分の自己負担分、入院時食事療養費（令和6年4月以降に入院した時の食事代の自己負担分）が助成されます。

【利用方法】

### 1、県内の医療機関を受診した場合

（一部を除いて、医療機関での窓口支払いは必要ありません）

「子育て応援医療費受給資格者証」と「マイナ保険証など」の両方を提示し受診してください。

### 2、県外医療機関及び窓口無料化ではない医療機関で受診した場合、あるいはマイナ保険証など・受給資格者証を提示しなかった場合

（翌月以降～2年以内に子育て支援センターで申請）

①助成金支給申請書はお子様お一人につき「月ごと」「医療機関ごと」「外来・入院ごと」に1枚ずつ記入してください。なお、助成金支給申請書はホームページからダウンロードするかこども家庭センターにおいてあります。

②助成金支給申請書は「申請者記入欄」また領収書に保険点数がない場合は「医療機関等記入欄」にも証明を受けていただき、領収書を添付して提出してください。

③申請は受診月当月の受付はできません。また受診日の翌月10日から2年を経過したものは受けられませんのでご注意ください。

<申請の持ち物>①子育て応援医療費助成金支給申請書 ②領収書 ③マイナ保険証など  
④子育て応援医療費助成金受給資格者証

### 注意

\* 国民健康保険組合（山梨県医師国保・全国歯科医師国保・全国土木建築国保・中央建設国保を除く）の保険証の方はどの医療機関でも窓口無料化にはなりませんので「利用方法2」で市に申請をして下さい。

\* 園や学校でのけが等で、初診から治療までの医療費（保険適用分）の自己負担分（3割）の合計が1,500円以上（就学前は2割の合計が1,000円以上）のものについては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となります。一旦、医療費の自己負担分を医療機関に自費で支払っていただき、通っている園・学校へ申請して下さい。

\* その他の注意事項等について交付の際にお渡しするリーフレットを必ずお読み下さい

★あわてて病院に行く前に・・・

ウェブサイト「子どもの救急」や小児救急電話相談「#8000」をご活用ください。

▲問い合わせ先

こども家庭センター 22-5155（直通）

## ●出産育児一時金

健康保険(国民健康保険や社会保険など)に加入している方が出産したときは、出産育児一時金として50万円が支給されます。ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関や海外での出産などの場合は、支給額が48万8千円となります。

※原則、母親が出産の日に資格を有している健康保険より支給されます。ただし、国民健康保険加入前に全国健康保険協会、各種健康保険組合、共済組合等に1年以上加入していた方が、資格喪失(退職日の翌日)から半年以内に出産した場合、国民健康保険か資格喪失(退職)前の健康保険のいずれかを選択することができます。(併用はできません。)

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、出産する医療機関と「出産育児一時金の医療機関直接支払い制度」に合意することにより、医療保険者から医療機関に直接支払われるので、まとまった出産費用を事前に用意する必要がありません。

### 【こんなときは】

○出産費用が50万円または48万8千円以上の場合

…超えた分を医療機関へお支払いください。

○出産費用が50万円または48万8千円未満の場合

…医療保険者へ支給申請していただくと差額分が支給されます。

○出産育児一時金の医療機関直接支払い制度を望まれない場合

…出産費用を医療機関へお支払いいただき、医療保険者へ支給申請していただくと50万円または48万8千円が支給されます。

○流産や死産の場合

…妊娠12週(85日)以降は通常の出産と同じ扱いで50万円又は48万8千円が支給されます。ただし、妊娠22週(155日)未満の場合は産科医療保障制度加入医療機関であっても48万8千円の支給となります。

○双子など多胎の出産の場合

…生まれた子どもの人数分が支給されます。

※申請方法や詳細につきましては、ご加入の医療保険者(担当窓口)または出産される医療機関などへご確認ください。

#### ▲問い合わせ先

< 国民健康保険の方 >

市民課 国保担当 22-1111 内線 116・171

< その他の健康保険の方 >

ご加入の健康保険へ

## ●新生児・乳児の家庭訪問(こんにちは赤ちゃん)

市の4か月乳児健診までの間に、全家庭の赤ちゃん訪問を行っております。訪問では、保健師・助産師・看護師が、お子様・保護者の様子や子育ての状況をお伺いし、これからの子育てを安心して行えるようお手伝いしていきます。また、子育てに関する情報の提供もしております。体のこと、子育てのことなど、心配なことは遠慮なくご相談ください。

#### ▲問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632(直通)

# 乳幼児健康診査のご案内

乳幼児健康診査は、時期に応じて発育発達の確認や、病気の発見だけでなく、保護者の方の育児の心配事についての相談もお受けします。離乳食やおし歯予防など、それぞれの時期に必要な情報も提供しています。乳幼児健診を受診して、すこやかな成長を見守りましょう。

予定日より早めに出産してしまった、病院を受診しているので皆がいるところにはちょっと・・・というお子さんも、地区担当の保健師が個別対応することができますので、お気軽にご相談下さい。

## ● 市に来て受ける健診

<日 程> ホームページ・公式 LINE に掲載されている年間日程や、毎月の広報で確認をお願いします。個別通知は送付しておりません。

指定日に都合のつかない場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

<受付時間> 13:00~14:00、または 9:30~10:30

(受付時間は個人で異なります。ホームページ・公式 LINE をご覧ください)

<会 場> 子育て支援センター

注意・駐車場は、子育て支援センター第二駐車場・市役所中庭をご利用ください。

・会場や時間の変更がある場合、対象児の保護者へご連絡いたします。

## ● 医療機関で受ける健診

妊娠届出時に発行している「乳児一般健康診査受診票」を使用し健診を受けましょう。

<有効期間> 1歳の誕生日の前々日

<推奨受診期間> 下記の①または②の時期

①乳児期中期(6~7ヵ月)

離乳食が進んでいるか、身体の異常はないか等を確認します。

②乳児期後期(9~11ヶ月)

1歳前につたい歩き・つかまり立ち等の発達・発育の確認を行います。

<使用できる医療機関>

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
富士吉田市立病院	22-4111	つゆきこどもクリニック	24-8300
山梨赤十字病院	72-2222	ことぶき診療所	22-9011
吉田医院	22-0142	ふるいちこどもクリニック	73-8688
鈴木医院	23-7075	渡辺医院	72-2835
加賀谷医院	28-7677	いしはらクリニック	72-5666
羽田レディースクリニック	30-0311	ひなた小児科クリニック	73-9198

※上記以外の市外の医療機関で受診する予定の方は各自病院へお問い合わせください。

(山梨県外の医療機関では使用できません。)

※必ず事前に電話予約をしてから受診をしてください。

(医療機関によっては決まった月齢のみしか使用できないところもあります。)

- 健診を受ける時期は下の表を参考にしてください。

出生	市に来て受ける健診	医療機関で受ける健診
1ヶ月		<1ヶ月健診(受診票あり)> 母乳・ミルクがきちんと飲めているか、身体の異常がないかを確認しましょう。
3ヶ月	<4ヵ月乳児健診> 首のすわりや足の開きなど発育や発達を確認する最初の時期です。育児上の不安や予防接種、離乳食の始め方なども相談できます。	
9ヶ月	<9ヵ月児 歯と離乳食の相談会> 歯が生え始め、歯磨きの方法に悩んだり、離乳食が3回食になる時期です。身体測定に加え、育児・授乳相談、栄養士による離乳食相談、歯科衛生士による歯科相談ができます。	<6・7ヶ月健診(任意)> 寝返りやお座りができるようになります。  <9~11ヶ月健診(任意)> つかまり立ち・つたい歩き等の発達発育の確認をしましょう。
1歳	<1歳6ヵ月健診>(1歳7ヵ月) 歩行がしっかりしてきたり、単語が出てくる大切な時期の健診です。歯科診察もあり、発育発達の確認や育児相談ができます	
2歳	<2歳児歯とこころの相談>(2歳5ヵ月) 2語文が出てきたり自己主張が出てくる時期です。お子様の対応や歯の手入れなど専門のスタッフに相談できます。家族みなでお口の健康を守るため保護者の方も歯科健診を行います。	
3歳	<3歳児健診>(3歳6ヵ月) 言葉が上手になって感情の発達がめざましい時期です。発達検査や視力・聴力検査、尿検査などもあり市で行う最後の健診です。発育発達の確認のため是非受けましょう。	
5歳	<5歳児健診> 集団における社会性を身につけたり、学童期へ向けての生活習慣を獲得していく時期です。 <u>就学前</u> に行う最後の健診となります。	

どちらかの健診で乳児一般健康診査受診票(1枚)を使用

※乳児一般健康診査受診票は県外の医療機関では使用できません。



▲問い合わせ先  
こども家庭センター  
22-1632(直通)

# 予防接種について

予防接種は、多くの病気の流行防止に大きな役割を果たしてきました。お子様を感染性の病気から守り、病気の流行や蔓延を防ぐためにも、忘れずに接種することをお奨めします。

## 【 定期予防接種について 】

定期予防接種とは、予防接種法によって対象者及び接種期間などが定められた予防接種です。予防接種の目的、副反応の可能性（『予防接種と子どもの健康』参照）および予防接種健康被害救済制度（後述）についてご理解いただき、体調のよい時に接種しましょう。予防接種を安全に実施するためにも、保護者の方がかかりつけ医と相談してきちんとスケジュールを管理して接種しましょう。

ワクチン名	予防できる感染症	接種開始時期(目安)	接種回数
RSウイルス	RSウイルス感染症	妊娠 28 週～36 週 6 日	1 回
ロタリックス	ロタウイルス	生後 2 か月	2 回
ロタテック		生後 2 か月	3 回
5 種混合 (DPT-IPV-Hib)	ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ (小児まひ) ・ヒブ	生後 2 か月 (ヒブ・4 種混合未接種者)	4 回
小児肺炎球菌	肺炎球菌による細菌性髄膜炎など	生後 2 か月	開始年・月齢で回数が変わります。
B 型肝炎	B 型肝炎	生後 2 か月	3 回
BCG	結核	生後 5 ～ 8 か月	1 回
麻しん風しん (MR) 混合	麻しん (はしか) 風しん (三日ばしか)	1 歳になったらすぐに	1 回 (1 期)
		年長さんになったらすぐに	1 回 (2 期)
水痘	水ぼうそう	1 歳になったら	2 回
日本脳炎	日本脳炎	3 歳	3 回 (1 期)
		小学校 4 年生～	1 回 (2 期)
2 種混合 (DT)	ジフテリア・破傷風	小学校 6 年生～	1 回
HPV	ヒトパピローマウイルス	中学校 1 年生～ (女性)	3 回

- 接種料金 無料
- 接種場所 指定医療機関（出生届時にお渡しする予防接種セットをご確認ください）
- 接種に必要なもの
  - ①母子健康手帳（お忘れの場合、接種できません）
  - ②予防接種予診票（市より、出生届時にお渡ししています。）  
※RS ウイルスワクチンは妊娠届出時、麻しん風しん（MR）2 期・日本脳炎 2 期・2 種混合（DT）・HPV は開始時期に郵送します。
  - ③現住所が確認できる本人確認書類（マイナンバーカード等）

里帰り出産等により指定医療機関以外で接種ご希望の場合、接種前に申請することで費用助成できる制度があります。

ただし、医療機関により、自己負担額が生じる場合があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

\* 詳しくは、出生届時にお渡ししました予防接種予診票セットをご覧ください。

## \* 【 助成がある任意予防接種について 】

任意予防接種とは、保護者の希望や医師の判断により行う予防接種です。下記のお子さんの任意予防接種についてその費用の一部を助成しています。

- 接種料金 自己負担分あり（接種金額から助成額を引いた金額）
- 接種場所 指定医療機関（出生届時にお渡しする予防接種セットをご確認ください）
- 接種に必要なもの
  - ①母子健康手帳（お忘れの場合、接種できません）
  - ②現住所が確認できる本人確認書類（マイナンバーカード等）
 ※予防接種予診票は、指定医療機関窓口にて用意してありますので、接種の前にご記入ください。

### ①おたふくかぜワクチン

対 象	回数	助成額
満 1 歳（2歳誕生日前日まで）	1 回	3,000 円
小学校入学前（年長児）	1 回	3,000 円

※過去におたふくかぜワクチンを2回接種した方、おたふくかぜに罹患したことがある方は対象外です。

### ②インフルエンザワクチン

実施期間(予定)	対 象	助 成 額	ワクチン
令和8年10月～ 令和9年2月末	生後6か月～18歳の年度末（高校生3年生相当）	1回目 2,500 円 2回目 1,500 円	注射 (不活化)
	2歳～18歳の年度末（高校3年生相当）	1回 4,000 円	経鼻 (フルミスト)

※13歳以上のお子さんの2回目接種は、基礎疾患等により医師が必要と認めた方のみ接種可能です。

※詳細は、10月に更新予定の市ホームページをご確認ください。

### 予防接種健康被害救済制度について

- 予防接種によって引き起こされた副反応のうち、予防接種法に基づいて行われた予防接種（定期予防接種）が原因で、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残したりする健康被害が生じた場合、厚生労働大臣が認めた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 補償の給付内容には、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・葬祭料等があります。法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- 予防接種健康被害救済制度を活用するためには、国の審査会で審議する必要があります。予防接種による副反応が心配される場合には、接種した医療機関へ直接ご相談ください。その後、市役所へお問い合わせください。
- △ 任意予防接種後生じた健康被害に対しては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法および富士吉田市予防接種事故災害補償規則による救済の制度があります。医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度について詳しくは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページをご覧ください。
- △ もし任意予防接種による健康被害が出た場合は、まず接種を受けた医療機関へ直接ご相談ください。その後、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

市 HP は  
こちら→



▲ 問い合わせ先  
健康長寿課 健康推進担当  
22-1111 内線 153.436

# 子育て支援サービス

## ●ブックプレゼント事業

富士吉田市では、すてきな本と出会い読書の楽しさを知ってほしい!生涯にわたる読書習慣を身につけてほしい!という願いを込めて、成長段階に合わせて本をプレゼントしています。

- ◆ファーストブック:4ヶ月児健診時
- ◆セカンドブック :小学校入学時
- ◆サードブック :中学校入学時

なお、このプレゼントは本市出身であり弁護士としてご活躍されていた故羽田辰男氏のご寄付により成り立っています。羽田氏の志が生きるような素敵な本に出会えることを願っています。

▲問い合わせ先  
市立図書館 22-0706

## ●ホームスタート(訪問型の子育て支援事業)

未就学児の子どもがいる家庭に、講習を受けたボランティアが週に1回、2時間程度訪問し、ママの気持ちに寄り添いながら一緒に時間を過ごす伴走型の支援です。「身近に頼れる人がいない」「1人で出かけるには不安がある」「日中、話をする人がいない」など、そんな家庭にボランティアが訪問し傾聴(気持ちを受け止めながら話を聞く)や協働(育児家事や外出を一緒にする)等、ゆとりを持って子育てできるよう支援します。一緒に公園に行ったり買い物をしたり、検診や受診に行くこともできます。利用料は無料です。お気軽にお問合せ下さい。

▲申し込み・問い合わせ先  
ホームスタート・ふわっと  
23-8994(平日 10:00~16:

## ●やまなし子育て応援カード

県内の18歳以下のお子様がいる家庭、妊婦さんに交付されます。このカードを提示することで、協賛店舗などを利用する際にサービスが受けられます。カードはお住まいの市町村で交付を受けられます。

<利用期限>一番下のお子様が生誕した年の3月31日まで利用できます。

▲問い合わせ先  
\*こども家庭センター 22-5155(直通)  
\*山梨県子育て支援課 055-223-1456

### ●ファーストスプーン贈呈事業

ファーストスプーンとは、富士吉田産の木の優しさ、温もりを感じられる | 本ずつ手づくりの離乳食用スプーンです。厚生労働大臣から指名を受けた主任児童委員が、赤ちゃんのいる家庭を訪問し、プレゼントさせていただきます。希望される方は、申請書にご記入の上、社会福祉協議会事務局（富楽時）にご提出ください。

対象：富士吉田市にお住まいの生後6ヶ月までの乳児のいるご家庭

費用：無料

### ●制服バトンタッチ事業

子育て世帯を応援するため、卒業やサイズアウトで不要になった制服を譲り受け、進学・進級や洗い替えなどで制服を必要とする方へお渡ししています。社会福祉協議会のホームページで、在庫を確認できます。

### ●よしだこども食堂

よしだこども食堂は、子どもたちが安心して来ることができる地域の食堂です。みんなで楽しく食事をする場所を設けることで、孤食を減らし、子どもが安心して過ごせる居場所づくりと保護者への子育て支援を目的としています。

主任児童委員を中心にこども食堂実行委員会のボランティアの皆さんが運営しています。食事だけでなく、楽しいイベントも開催しています。

費用：高校生以下は無料、大人は200円の負担をお願いします。

開催：不定期に開催しています。社協広報誌、社協ホームページ等でお知らせします。

※事前の申し込みが必要です。問い合わせください。

▲問い合わせ先

社会福祉協議会 23-8105

### ●ファミリー・サポート・センター

育児と仕事の両立や子育て家庭の育児を応援する会員制の制度です。ファミリー・サポート・センターが子育ての手助けが必要な会員に、子育ての手助けができる会員を紹介します。なお、活動中のケガや事故に備えて補償保険に加入しています。

※援助対象：0歳～小学校6年生

※利用料に応じ、市が助成します

・利用までの流れ

- ①会員登録（無料）→
- ②必要とする援助のできる方を紹介→
- ③援助依頼及び承認→
- ④援助活動の実施→
- ⑤利用料の支払い

利用を検討している方は、お気軽にお問い合わせください。

▲申し込み・問い合わせ先

ファミリー・サポート・センター

（子育て支援センター3階：平日 8:30～17:15）

22-1111 内線 580

## ●離乳食教室

4～5ヶ月（基本的に第一子）のお子様を持つ保護者の方が対象です。

離乳食の進め方について講義を行います。試作品に触れてみたり、フードモデルを使ったりして離乳食の月齢に合わせた形状や硬さについて学びます。また同じ月齢のお子様がいる保護者の方とさまざまな情報交換ができたり、離乳食に関する相談ができたりします。

<日 程> 4か月児健診の時にご案内します

<時 間> 午前10時00分～11時30分（受付：9時50分～）

<場 所> 子育て支援センター 2階 産前産後ケアルーム

<持ち物> バスタオル、筆記用具、ミルクやおむつ等赤ちゃんに必要なもの

## ●栄養相談・栄養指導

各乳幼児健診で、栄養士や保健師が栄養相談・栄養指導を実施しています。

栄養士と保健師とでご家庭にお伺いすることもできます。離乳食が進まない、好き嫌いが多くて困るなど栄養に関したお悩みをお気軽にご相談ください。

また幼少期から、朝ご飯を食べる習慣作りを行いましょう。

▲ 問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632（直通）



# 親子で遊びにでかけよう！ [つどいの広場・子育てサロン・保育園・市立図書館]

市内にある親子であそびに出かけられるところを紹介します。

## ●つどいの広場・子育てサロン

名称	日程・時間	場所	問合せ先	内容
つどいの広場 「にじいろ」	月～土曜日 (0歳～3歳までの親子) 午前10時～午後3時	富士吉田市 福祉ホール・ 子育て支援 センター	25-6671 (直通)	子どもを遊ばせながら ふれあい、であい、ホッとす る、みんなが笑顔になる場所 です
富士保育園 「ぼくぼくクラブ」	〇月～金曜日 午前9時30分～午後2時 〇土曜 午前10時～12時	富士保育園	(直通)080- 5850-4443 (富士保育園) 22-0971	妊婦さん、未就園児と保護者 さんが安心して過ごせる場 所、楽しく遊び交流できる場 所としてサロンや講座などを 行っています。
ぴよぴよ寺子屋	毎週水曜日 午前10時～正午	正福寺 (新倉)	22-0850	お茶を飲んだり、自由遊びや 手遊びをしたり、季節のイベ ントを行ったりしています。
なかよしくレヨン	月1回(第3水曜日) 午前11時～11時30分	子育て支援 センター他	社会福祉 協議会 23-8105	読み聞かせ、季節のイベント (納涼会、ハロウィン、クリス マス会等)を行っています。
小さなおてて	毎週木曜日 午前10時～午後12時30分	富士吉田 バプテスト 教会	富士吉田 バプテスト 教会 22-2027	自由遊び、親子ふれあい遊 び、集団遊び、昼食、絵本の 読み聞かせなど。 毎週一緒に過ごす信頼関係 の中で、親子共々、成長を喜 び合っています。
リズムであそぼ	月に1回 水曜日 午前10時30分～正午	子育て支援 センター	代表:秋山 090-1805- 2072	リズム遊びや手遊び、英語遊 び、布バルーン遊びをしたり、 お母さんたちの情報交換の 場になっています。
おやこの広場 はーもにー	月～金曜日 10:00～16:00 第2土曜日 10:00～15:00 (0歳～3歳までの親子)	Qスタ 富士山ビル 3階	23-8994	おしゃべりしたり、遊んだ り、相談したり。毎日がちょ っと楽しくなる、そんな時間 がまっています。

## ●子育てサロン支援

子育てサロンの活動費用の支援を行なっています。

▲ 問い合わせ先

社会福祉協議会 23-8105

●つどいの広場 にじいろ

にじいろは0歳から3歳までのお子さんと保護者の方が利用できます。親同士、子ども同士の交流や関わりの中で子育てについて共有し楽しんでいただく場所になります。

<利用対象>0歳から3歳(3歳を迎えた年の3月31日まで)のお子さんと保護者

<場所>子育て支援センター 1階

<日時>月~土曜日 10:00~15:00

(第1土曜日、日・祝日、年末年始12月29日~1月3日を除く)

(月に2回程度 午後お休みの日あり)

<持ち物>飲み物 オムツ等 お子さんに必要なもの

※予約なく利用できます(イベントにより予約が必要)

●おやこの広場 はーもにー

富士山のふもとに、親子のための新しい居場所ができました。子どもも大人も、ここに来れば自然と笑顔になれる。そんな、あたたかくて心地いい広場、子育ての合間に、ふっと肩の力を抜いて、おしゃべりしたり、遊んだり、相談したり。毎日がちょっと楽しくなる、そんな時間がまっています。

<利用対象>0歳から3歳までのお子さんと保護者

<場所>Qスタ 富士山ビル 3階

<日時>月~金曜日 10:00~16:00 第2土曜日 10:00~15:00

●市立図書館

名称	対象	日程	時間	場所	内容
ちいさいおはなしかい	乳幼児～未就学児	毎週木曜日	午前10時30分～午前11時	図書館内 おはなしコーナー	絵本の読み聞かせや手遊びで お子様と楽しい時間を過ごしましょう!(申込み不要)
おはなしかい	幼児～小学校低学年	毎月第2・第4土曜日	午後2時30分～午後3時	図書館内 おはなしコーナー	季節に合ったお話が楽しめます。家族やお友達と一緒に参加しましょう!(申込み不要)
なつのごども会	会場が暗くなっても大丈夫な方	8月上旬 予定	午後1時30分 開場  午後2時開演	市民会館 小ホール	名作の世界をたくさんのお友達と人形劇で楽しみましょう!(要申込み)
クリスマスごども会		12月中旬 予定			たくさんのお友達と楽しいクリスマスを過ごしませんか?(要申込み)
図書館イベント	未就学児～	通年		図書館内	工作教室や大喜利、クイズなど、楽しいイベント盛りだくさん!(要申込み)

※詳細は広報や市立図書館のホームページをご覧ください

▲ 問い合わせ先  
市立図書館 22-0706

# 保育園・幼稚園等一覧

## ●認可保育園等

保護者の就労、病気などの理由で日中お子様を保育できない場合に、保護者に代わってお子様を預かる児童福祉施設です。

市立保育園		
①第一保育園	新町1-2-1	22-0707
②第三保育園	下吉田東2-14-21	22-4010
③第四保育園	松山4-11-27	22-4177
④第五保育園	新屋4-2-37	23-6346
⑤第六保育園	中曽根1-10-1	23-6670
⑥第七保育園	小明見4-9-1	25-6639
※3歳未満児のみの公設民営園		
小規模保育（3歳未満児のみ）		
⑦ウブントゥ保育園 にじいろ	富士見1-1-5	24-3500
⑧ニチキッズかみよしだ保育園	上吉田4246-19	21-5800
⑨ウブントゥ保育園 あおぞら	下吉田9-9-8	22-1077
⑩キッズプラザおひさま	上吉田東3-1-68	72-9242
⑪フェアワイズ保育園	上吉田東4-8-4	23-3033
事業所内保育（3歳未満児のみ）		
⑫もりのいえ保育園	上吉田4584	23-3000
※事業所内保育（従業員枠・地域枠）		
家庭的保育（3歳未満児のみ）		
⑬OURS保育園	新西原3-13-6	75-1246

## ●幼稚園

就学前教育を目的とした学校教育法に基づく幼児施設です。小学校入学までに心身の発達を促し、基本的な生活習慣などを身につけるところです。

幼稚園		
⑭月江寺幼稚園	下吉田3-26-16	22-0697

## ●認定こども園

保育園機能と幼稚園機能を併せ持った一体的な施設です。ただし、保育園の機能を利用するには、保育の必要性の基準を満たすことが要件となります。

幼保連携型認定こども園		
⑮富士保育園	上吉田7-7-1	22-0971
⑯ナーサリーココ	下吉田8-23-25	72-9841
幼稚園型認定こども園		
⑰新倉幼稚園	浅間1-5-5	23-5753
⑱聖徳幼稚園	下吉田3-41-15	22-0099
⑲小さき花幼稚園	上吉田3-5-7	22-1409
保育所型認定こども園		
⑳ウブントゥ富士の森	新屋5-1-2	22-5678

## ●認可外保育施設

企業主導型保育等		
⑳フジQキッズガーデン	新西原5-5-22	73-9140
※企業主導型保育（地域枠有り）		
㉑キッズプラザ SMILE SMILE	上吉田東3-1-68	30-1041
※企業主導型保育（地域枠有り）		
㉒ヤクルト吉田保育所	旭2-9-20	23-8960

## ●マザーズホーム

マザーズホームは、就学前の発達が気になるお子さんをお預かりし、成長・発達を支援する通園施設です。第四保育園に併設されています。

その他		
マザーズホーム（第四保育園内）		
	松山4-11-27	24-0570

# 保育園について

## ●対象年齢

生後満6か月から就学前までのお子様を対象です。

## ●対象（保育園に入園するためには、保護者が以下の事由等に該当する必要があります。）

### ①会社勤務・パート・自営業・内職などの方

※1日4時間以上・週4日以上・月64時間以上・月16日以上勤務の全てに該当する方

### ②出産、病気、精神・身体の障害がある方

### ③同居の家族に長期の病人、障害者（児）がいて、常に看護している方 など

## ●保育時間

保育時間の種類が2種類あります。保育料も異なります。

### A 保育標準時間利用(保育時間最長11時間)

…父母の就労時間が共に月120時間以上の場合など

### B 保育短時間利用(保育時間最長8時間)

…父母の就労時間が共に月64時間以上の場合など

## ●保育料

保育料は、保護者の市民税所得割額の合算により決定されます。

ただし、保護者の収入や子どもの扶養の状況等により、同居されている家族（祖父母等）の所得割額により決定をする場合もあります。

※3歳児から5歳児までのクラス（保育園：満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで。幼稚園：入園できる時期に合わせて、満3歳から小学校入学前まで）は、国の制度により、無償となります。ただし、幼稚園の満3歳児になった後の3月31日までの間については、副食費（おかず・おやつ代）はお支払いいただきます。また、住民税非課税世帯や多子世帯等の0歳児から2歳児までのクラスの保育料は、国等の制度により軽減されます。

## ●給食費補助金

市独自の取組として、富士吉田市在住であり、保育所等を利用する4月1日現在3歳児以上の児童の給食費は、月額5,500円（主食費1,000円・副食費4,500円）を上限に無償化を実施しています。

## ●入園申請について

富士吉田市では、例年10月頃に翌年4月入園および翌年度途中の入園（育休明けなど）を対象とした、保育園等（市立保育園、認定こども園〔保育認定希望者のみ〕、小規模保育施設等）の入園申請を受け付けています。出生前でも、翌年度途中の入園を希望する場合は、入園を希望する年度の前年10月頃に申請が必要です。

※詳細は市HPをご確認ください。



### ▲問い合わせ先

子育て支援課 保育・幼稚園担当

22-1111 内線 566・567

# 病児保育について

病児保育とは、お子さんが病気になった場合に保育園等へ行くことができず、保護者が仕事を休めないとき、保護者に代わってお子さんを保育や看護することです。病児保育と病後児保育の2種類があり、市内には次の3施設があります。

## 《病児・病後児保育》

- 病児・病後児対応型 フェアワイズ保育園

## 《病後児保育》

- 富士吉田市立病後児保育室「たんぽぽ」 第五保育園併設
- 富士吉田市立病後児保育室「どんぐり」 第七保育園併設

## <利用までの流れ>

- 1 事前に利用登録をしてください(無料)※年度ごとに申請が必要です。
- 2 利用可能か各施設に電話で確認をしてください。
- 3 かかりつけ医による利用に関する証明を受けてください。
- 4 各施設に利用の予約をしてください。

◇利用登録・利用するために必要な様式は、子育て支援課等に用意があります。

## <利用対象児>

- ◎生後6か月から小学6年生までのお子さま

## 《病児保育》

「回復期には至らない場合であり、症状の急変が認められない」ことを医師が証明した児童の保育

## 《病後児保育》

病気の回復期にあることを医師が証明した児童の保育

◇治療が必要な場合は利用できません。利用が可能かの詳細は各施設へお問い合わせください。また、各施設において受け入れが困難と判断した場合は、利用をお断りする場合があります。

## <利用料金>

	フェアワイズ保育園	たんぽぽ	どんぐり
利用料金	園にお問い合わせください	市民 1日 1,000 円 市外 1日 1,500 円+300 円 (給食費)	市民 1日 1,000 円 市外 1日 1,500 円+300 円 (給食費)
利用日時	月曜日～金曜日(祝日もOK) 午前8時30分～午後5時30分 ※土・日・年末年始はお休みです	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 ※土・日・祝・年末年始はお休みです	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分 ※日・祝・年末年始はお休みです

## <食事>

- ◎完全給食です。(アレルギーの除去食についてはご相談ください)

※随時、見学・登録できます。

### ▲問い合わせ先

- ・病児・病後児対応型 フェアワイズ保育園 23-3033
- ・病後児保育室たんぽぽ(第五保育園併設) 23-6346
- ・病後児保育室どんぐり(第七保育園併設) 25-6639
- ・子育て支援課 22-1111 内線 593

# 一時預かり事業

## ●一時預かり事業とは

保育所等に在園していない子育て家庭等において、仕事・病気・看護・介護・冠婚葬祭・育児疲れ等の突発的な事情で、一時的に乳幼児の世話ができなくなった場合に、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として保育所等の施設で子どもを預かります。

## ●利用対象者

次の要件に当てはまる方が対象となります。

生後6か月から小学校就学前までの乳幼児

- ①保育園、認定こども園、幼稚園等に通っていない乳幼児であること。
- ②住民票が市内にあること。

※認定こども園（教育利用）及び幼稚園に在籍している乳幼児については夏季等の長期休業期間中、在籍園が閉園している期間は利用可能

※市外であっても出産や介護等のため、里帰り先の居住者が市民であれば利用可能

## ●実施施設

	認定こども園 ウブントウ富士の森	認定こども園 ナーサリーココ	
受け入れ年齢	生後6か月から小学校就学前までの乳幼児		
保育時間	月曜日から金曜日まで 8時30分～16時30分	月曜日から金曜日まで 8時00分～17時00分	
定員	5名	10名	
利用料	1時間 350円	<0・1・2歳児> 4時間まで 2,000円 6時間まで 3,000円 8時間まで 4,000円	<3・4・5歳児> 4時間まで 1,000円 6時間まで 2,000円 8時間まで 3,000円
食事の提供 (給食・おやつ)	提供あり(350円) ※おやつ付き・普通食 ※希望者のみ	提供あり ※利用料に含む	
所在地	新屋五丁目1番2号	下吉田八丁目23番25号	
問合せ先	0555-22-5678	090-4463-9868	

※詳細は各施設にお問い合わせください。

▲問い合わせ先

子育て支援課 22-1111 内線 593

# こども誰でも通園制度

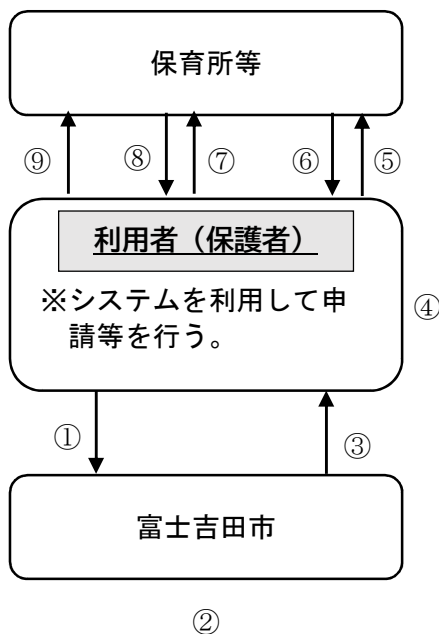
## ●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度として創設され、令和8年4月から本格実施されるものです。

## ●利用対象者

保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設等（以下これらを「保育所等」という。）を利用していない0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）の未就園児

## ●利用までの流れ



- ① こども誰でも通園制度総合支援システム（二次元コード・つうえんポータル）を利用して市へ乳児等支援給付認定の申請（利用者）
- ② 申請の受領、審査、認定（市）（システム外）
- ③ ログインID及び認定証の発行（市）（ID：メールにて、認定証：システムにて確認）
- ④ システム上でこどもの情報の登録
- ⑤ 利用者が総合支援システムを利用して、保育所等へ事前面談の申込
- ⑥ 保育所等と利用者で面談日程を調整し、事前面談を実施
- ⑦ 利用者が利用予約
- ⑧ 保育所等が予約を確定
- ⑨ 利用



つうえんポータル

## ●実施施設

施設名	富士吉田市立第六保育園
実施方法	余裕活用型
定員	12人（利用状況により定員に満たなくともお受けできない場合がございます。）
実施日	月曜日から金曜日まで
実施しない日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
利用料金	1時間当たり300円（その他実費負担がある場合もあります。）
支払方法	利用日に施設へ現金にて支払い
その他	キャンセルポリシーを遵守してください。

※ 詳細は市ホームページを御覧ください。 →



市誰でも通園HP

▲問い合わせ先  
子育て支援課 22-1111 内線 589

# 放課後児童クラブ

## ●放課後児童クラブとは

働きながら子育てする保護者を応援するとともに、子どもに生活と遊びの場を提供し、子どもの健全な成長を手助けすることを目的としています。

## ●対象児童

市内の小学校へ通う児童で保護者が就労や病気療養などの理由で放課後等に家庭において適切な保育が受けられない児童。(市外に住所がある場合はご相談ください。)

## ●開設日時

①月曜日～金曜日は、午後の下校時から午後 6 時 30 分まで

②土曜日、夏季・冬季・学年末休業等は、午前 8 時から午後 6 時 30 分まで

(6 時 30 分まで利用の場合は別途申請が必要です。)

※休所日は日曜日および祝日

年末年始(12月29日～1月3日)伝染病などで学校が臨時休校になった場合

## ●利用負担金

保護者負担金として毎月 2,000 円(8 月のみ、6,000 円)入所時に教材費として 1,000 円

※減免制度あり

放課後児童クラブ一覧			
クラブ名	学区	開設場所	電話番号
やまのこ	吉小	市民ふれあいセンター	090-8855-9391
やまのこ 2 組			080-1271-3318
めだか		吉田小東玄関棟	080-1377-2340
めだか 2 組		吉田小学校内	080-8414-0919
ひまわり	西小	吉田西小学校内	090-1883-3396
ひまわり 2 組			
あおぞら		松山会館	080-1377-2339
どんぐり	下二小	下吉田コミュニティセンター	090-8855-9761
おひさま		下吉田第二小学校内	080-2071-6680
おひさま 2 組		下吉田第二小学校内	080-2265-2851
おひさま 3 組		下吉田コミュニティセンター	090-8597-2291
たけのこ	下一小	下吉田第一小学校内	090-1883-3536
かぜのこ	明見小	明見小学校内	090-8855-9413
かぜのこ 2 組			080-1112-7266
かぜのこ 3 組			
すみれ	東小	富士見町会館	080-2071-6678
すみれ 2 組		下吉田東小学校	080-7803-8380
つくしんぼ	富士小	富士小学校内	080-2071-6679

# 相談事業のご案内

## ●妊娠相談ほっとライン事業

日時:平日の8時30分~17時15分の間(水曜日のみ19時まで)

場所:市役所こども家庭センター(子育て支援センター1階 こども家庭センター)

職種:保健師、助産師、看護師

パートナーとの関係、性のこと、月経不順、妊活、不妊治療など、妊娠・出産に関わることについて気になることは何でも相談にのります。



### ▲申し込み・問い合わせ先

こども家庭センター

TEL :22-1632(直通)

メール:kodomo\_katei@city.fujiyoshida.lg.jp

左記のQRコードからも問合せ可能です

## ●妊産婦健康相談

日時:平日の8時30分~17時15分の間(水曜日のみ19時まで)

場所:子育て支援センター1階 こども家庭センター

産前産後ケアルームひだまり(妊娠中~生後1歳の誕生日まで)

職種:保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士

妊娠中に気がかりなことや、産後の体調面など、ご相談をお受けします。家庭訪問を希望する場合は、お家に伺います。

## ●育児相談

日時:平日の8時30分~17時15分の間(水曜日のみ19時まで)

場所:子育て支援センター1階 こども家庭センター

産前産後ケアルームひだまり(妊娠中~生後1歳の誕生日まで)

職種:保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士

日常的な赤ちゃんの世話のことやお母様の健康のこと予防接種・離乳食の相談など気になることはどうぞ相談してください。家庭訪問を希望する場合は、お家に伺います。

## ●すこやか診察・すこやか相談

日時:平日の指定日時

場所:子育て支援センター

職種:医師、臨床心理士、心理相談員、保健師

健診後の二次的な相談として、体重や身長が増えがよくない、言葉が遅いかもしれない、落ち着きがなくて...など相談に応じて専門職が対応いたします。

※事前予約制(お気軽にお問い合わせください)

### ●すこやか教室(集団療育訓練)

日時:平日の指定日 午前10時~11時30分(受付:午前9時45分~)

場所:子育て支援センター3階 多目的室

職種:臨床心理士、音楽療法士、保健師

遊びを通してお子様の発達を促し、親子の関わりが上手くいくヒントが学べる教室です。「ことがゆっくり」「落ち着きがない」「同年代の子と遊ぶ機会がない」等々、専門職に育児相談も可能です。

※事前予約制(お気軽にお問い合わせください)

▲ お問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632(直通)

### ●子育てスキルアップ教室

乳幼児期から思春期のお子さんがあるパパ、ママが対象です。

日頃の子どもへの関わり方など、子どもの発達に応じた子育ての悩みに公認心理士が講義やワークを通じてちょっとした子育てのコツを分かりやすくお伝えします。同じ悩みや不安を抱えている保護者と学びを共有しながら、孤育でも解消しましょう。

【クラス】乳幼児期クラス、低学年クラス、高学年クラス、パパクラス

【日時】ホームページ、公式LINE、各種健診等で周知

【場所】子育て支援センター

▲ お問い合わせ先

こども家庭センター 28-5723(直通)

### ●家庭児童相談

日時:平日の午前9時00分~午後4時00分の間

子どものこと・子育てのことなど様々な相談に応じます。

相談に関する秘密は厳守します。必要に応じて専門機関を紹介します。

▲ お問い合わせ先

こども家庭センター 28-5723(直通)

### ●女性相談

日時:毎週月曜日 午前9時~正午、火~金曜日 午前9時~午後4時00分の間

女性相談支援員による窓口を設置し、DV(ドメスティックバイオレンス)等の相談を受けています。

▲ お問い合わせ先

福祉課 22-1111 内線164

### ●富士吉田市子育て短期支援事業

保護者の疾病や家庭養育上の理由、社会的な理由等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において養育・保護を実施しています。

対象者：18歳未満の児童

費用負担：保護者の課税状況等に応じて異なります。

利用期間：原則、1回につき6泊7日まで。

利用方法：電話またはホームページから詳細をご確認ください。

利用前に来庁して申請・面談、施設見学が必要になります。

また、利用後に振り返りの面談、利用料等の支払いが必要になります。

注意事項：施設の空き状況や感染症等で利用できない場合があります。

▲問い合わせ先  
こども家庭センター 28-5723

## 就学の時～中学卒業までの相談

### ●就学相談

日時：平日の8時30分～17時00分の間

場所：市役所学校教育課

職種：総合教育支援員、心理士など

子どもの発達、学習の様子、行動面、また就学・進学先についての相談は、学校教育課の総合教育支援員が相談に応じます。また、必要に応じて、心理士への相談も可能です。まずは一度、お電話ください。

▲ 問い合わせ先  
学校教育課 学校管理担当 23-1765(直通)

### ●教育相談

いじめ・不登校・問題行動・人間関係・集団不適応などに関して、教育研修所の総合教育支援員が相談に応じます。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや心理士への相談も可能です。相談方法は、面接相談、電話相談どちらも対応しています。相談内容については秘密を守りますので、お困りなことがございましたらご相談ください。

▲ 問い合わせ先  
教育支援室 フリーダイヤル 0120-24-7044

### ●山梨県立ふじざくら支援学校

就学前から高校卒業までのお子様について、保護者の皆様が抱える不安やご相談に対応しています。お子様の特性に関すること、子育ての中で困っていること、就学、進学に向けた準備や学校生活でのサポートなど、様々な内容について年間を通じてご相談をお受けします。

地域にお住まいのお子様についてご相談がありましたら、まずは電話にてお気軽にお問い合わせください。

▲ 問い合わせ先  
ふじざくら支援学校 相談支援部 72-5161

## 具合が悪くて困ったときの相談

### ●小児救急医療電話相談 シャープ8000(#8000)

休日や夜間における発熱や下痢、嘔吐やひきつけなど、お子さんの急な病気に関して、専門の看護師による電話相談を行っています。

#### 【利用時間】

平日：午後7時～翌朝7時

土曜日：午後3時～翌朝7時

休日：午前9時～翌朝7時

#### 【電話番号】

携帯電話又は短縮ダイヤルからおかけの場合→#8000(短縮ダイヤル)

ダイヤル回線からおかけの場合→055-226-3369(甲府市)

【対応者】 小児医療に精通した看護師

【相談内容】 子どもの急な病気に関する相談(発熱、下痢、嘔吐、ひきつけなど)

※慢性疾患や育児相談など、急を要しない相談はご遠慮ください。

※電話での助言です。電話による診断、治療はできませんので、あらかじめご了承のうえご相談ください。

※電話が混み合うことが予想されますので簡潔にご相談ください。

※話し中の場合は、恐れ入りますが、少し時間をおいてから、おかけ直してください。

※明らかに救急を要する急病の場合は、医療機関または119番へご連絡ください。

▲ 問い合わせ先

▲ 山梨県福祉保健部医務課

電話:055-223-1480 FAX:055-223-1486

## お子さんに病気や遺伝的な障がいがある時などの相談

<富士・東部保健福祉事務所>

平日(土日祝日除く)8時30分～12時、13時～17時15分の間、富士・東部保健福祉事務所内で相談に応じます。電話でも直接来ていただいても結構です。どうぞお気軽にご相談ください。

### ●小児慢性特定疾病児等自立支援事業

小児慢性特定疾病児等とその家族を対象に、それぞれが持つ不安や悩みに対しての相談に応じ、情報提供や親同士の情報交換、交流会、学習会などを実施しています。

### ●遺伝等母子保健専門相談

個別相談内容

○先天性の疾患や障害をもつ児に関する相談

○遺伝性の疾患や障害に関する相談

○結婚・出産等に対する疾患の影響等不安に関する相談 等

詳細については県ホームページを確認の上、お問い合わせ先ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/ch-hokenf/18544007782.html>

▲ 問い合わせ先

富士・東部保健福祉事務所 健康支援課

24-9034

## 育児負担を感じた時、虐待を疑った時の相談

### ●山梨県都留児童相談所

18歳未満の子どもに関する相談ができます。専門のスタッフ(児童福祉司、児童心理司、保健師)が相談をお受けいたします。

相談時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分

相談方法:電話相談、来所相談(まずはお電話ください)

※相談時間外で、お子さんの虐待が疑われる場合など、緊急性がある際は、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」をご利用ください。

### ●児童相談所虐待対応ダイヤル

**189(いちはやく)**

虐待かと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談できる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

▲ 問い合わせ先

山梨県都留児童相談所

0554-45-7838

# 妊娠をご希望されている方の助成①

< 市役所こども家庭センター >

## ●不妊治療費助成金支給事業

医療機関で不妊症と診断されたご夫婦を対象に、不妊症治療費の一部を助成します。対象の方はご相談下さい。

《対象》

- ・ご夫婦（事実婚も含む）のいずれかが医療機関にて不妊症と診断され、その治療を受けている方。
- ・申請書提出日現在、1年以上継続して富士吉田市の住民基本台帳に記録されている方
- ・医療保険各法等の規定による被保険者、組合員、加入者または被扶養者であること
- ・市税等を滞納していないこと

《対象となる治療》

医療機関において不妊症と診断され、一般・特定不妊治療を受けている方。

※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母などは対象となりません。

《助成額》 治療に要した医療費の自己負担額（上限 100 万円）

※医療費から県の助成金、高額療養費、付加給付を差し引いた額となります

《助成回数》 妊娠のための治療開始から出産または死産に至るまでの一連の治療過程ごとに 10 回を限度とします。年度内の回数制限はありません。

《申請方法》

申請書に必要書類を添えて申請してください。申請は、治療期間が終了して 1 年以内をお願いします。申請書は、こども家庭センターにて配布しています。

▲ 問い合わせ先

こども家庭センター 22-1632 内線 573

# 妊娠をご希望されている方の助成②

< 富士・東部保健福祉事務所 >

山梨県では、不妊や不育症に関する検査・治療費の助成を行っています。

また、専門家による個別相談や情報提供も実施しています。

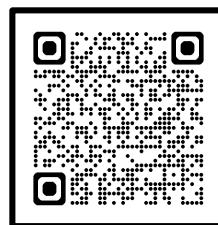
妊娠に向けて迷ったり、不安や悩みを感じたときは、どうぞお気軽にご相談ください。

## 不妊・不育の助成金情報

不妊・不育に関する次の助成金制度があります。

- 1 不妊治療費助成（先進医療に対する助成）
- 2 不妊治療費助成（保険適用外となる費用に対する助成）
- 3 不妊検査費・不育症検査費助成
- 4 不育症検査費助成（先進医療に対する助成）
- 5 不育症治療費助成

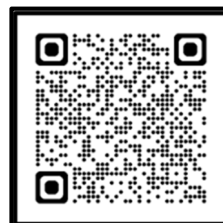
【不妊・不育の助成金情報のページ】



## 不妊・不育相談

- ・山梨県妊活等健康オンラインサポート
- ・不妊（不育）専門相談センタールピナス

【不妊・不育相談のページ】



### 問い合わせ先

富士・東部保健福祉事務所

健康支援課

電話番号：0555-24-9034

# 病気のお子さん 体が不自由なお子さんのために

## < 市役所福祉課 >

### ●特別児童扶養手当

身体又は精神に中程度以上の障害のある 20 歳未満の児童を養育する父母や養育者に対して、特別児童扶養手当が支給されます。

※所得制限があります。

※児童福祉施設等に入所していると支給されません。

### ●障害児福祉手当

20 歳未満であって、身体又は精神に重度の障害の程度の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児に対して、障害児福祉手当が支給されます。

※所得制限があります。

※児童福祉施設等に入所していると支給されません。

### ●自立支援医療(育成医療)

18 歳未満の身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付(自己負担あり)を行います。なお、手術等によって確実な治療効果が期待されるものに限りです。

<障害等の例>

肢体不自由 視覚障害 音声・言語・咀嚼機能障害  
内臓障害 聴覚・平衡機能障害など

▲ 問い合わせ先  
福祉課 障害担当  
22-1111 内線 151・152

## < 市役所こども家庭センター >

### ●養育医療

身体の発育が未熟な状態で生まれ、入院養育を必要と認められたお子様に対し、必要な医療費の給付を行います。(指定医療機関での入院治療に限りです。また、自己負担金が生じます。)

<対象例>

出生時の体重が 2,000g以下の乳児

医師が判断した生活力が特に薄弱な以下の症状

運動不安・痙攣、低体温、呼吸数異常、強い黄疸など

※自己負担金については、子育て応援医療が適用されます。出生届出時に申請が必要です。

▲ 問い合わせ先  
こども家庭センター 22-1632(直通)

<富士・東部保健福祉事務所>

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾患で長期に治療を要する18歳未満(※1)の児童に対し、その医療費の一部が助成されます。

<対象疾患>

悪性疾患 慢性腎疾患 慢性呼吸器疾患、慢性心疾患 内分泌疾患 膠原病 糖尿病、先天性代謝異常 血液疾患 免疫疾患、神経・筋疾患 慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患

※ 認定となる基準があります。

※1 18歳到達時点で本事業の対象かつ18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合、20歳未満まで延長可。

問い合わせ先

富士・東部保健福祉事務所

健康支援課 24-9034

<その他の機関>

●ことばと発達のサポートルーム「ほっと」(下吉田第二小学校内)

ことばと発達のサポートルーム「ほっと」は、下吉田第二小学校内にある通級指導教室です。ことばや学習面・コミュニケーション面などに何らかの苦手さのある子どもたちをサポートしています。口の体操・ビジョントレーニング・認知トレーニング(コグトレ)などを個別指導で行うほか、社会性や協調性を養うために、少人数でのグループ活動も行っています

原則として、指導対象者は通常学級に在籍している小中学生ですが、就学支援の観点から年長児のみ、教育相談や発音の指導もサービスで行っています。(指導は6歳以降が対象)。

お子さんのことばの発達等で気になる方は、保育園・幼稚園の先生と相談した上で、電話にてご連絡ください。電話で教育相談の予約をさせていただいております。

教育相談(面談)は、金曜日(午前9:00~10:00)と、水曜日(午後4:00~4:45)です。

▲ 問い合わせ先

ことばと発達のサポートルーム「ほっと」 23-6032

●山梨県立ふじざくら支援学校

富士北麓地域を学区とした特別支援学校です。知的障害・肢体不自由・病弱(病弱のみの場合は高等部に限る)・重複障害のある児童・生徒を対象とし、小学部・中学部・高等部を併置しており、特性に応じた教育課程のもとで学習に取り組んでいます。

また、お子様の特性や子育ての不安、就学や進学、学校生活に関する相談を、年間を通じてお受けしています。県立盲学校(視覚障害)や県立ろう学校(聴覚障害)とも連携し、よりよい支援につなげています。5月には学校説明会を開催し、教育内容や学校生活について詳しくご紹介しています。

地域にお住まいのお子様についてご相談がありましたら、まずは電話にてお気軽にお問い合わせください。

▲ 問い合わせ先

ふじざくら支援学校 相談支援部 72-5161

## ●社会福祉協議会（おもちゃ図書館）

障害や発達の遅れのある子どもたちが、おもちゃを通して楽しく遊び、仲間づくりや情報交換をしながらみんなで楽しく交流できる場所です。

年数回の交流会を予定しています。詳細は社協だよりやホームページでお知らせします。

▲ 問い合わせ先  
社会福祉協議会 23-8105

## ●富士・東部口腔保健センター（場所：都留市立病院敷地内）

### ○心身障害（児）歯科診療

一般の歯科医院での診療が難しい障がいのある方を対象に歯科診療を行っています。歯みがきの練習や定期的なお口の管理を行い、一人ひとりに合わせた支援をしていきます。歯科への恐怖心が強い方にはトレーニングを積むことから始めていきます。また、バギーや車いすのままでも歯科診療が受けられます。

診療日：毎週木曜午後 月 2 回火曜午後【予約制】

### ○食べ方・飲み込み方相談・指導

食事中におせる、こぼす、もぐもぐしているけどなかなか飲み込めない等の症状はありませんか？乳幼児から成人の方まですべての年代を対象に、食物を取り込む・噛む・飲み込むことがうまくできない（摂食嚥下障害）方への相談と指導を行っています。口から食べていない方でも口の機能を維持し、一口でも食べられることを目標に、お口のケアや機能訓練を行っています。

診療日：月 1～2 回木曜 午前【予約制】

どちらもお気軽にお電話でお問い合わせください。診療日以外でも山梨県歯科医師会に電話が転送され、相談や予約が可能です。

▲ 問い合わせ先  
富士・東部口腔保健センター  
0554-56-8899

## ●富士・東部医療的ケア児支援センター サテライト

医療的ケア児やその家族等が県内において安心した生活が送れるよう、関係機関と連携を図りながら、切れ目ない支援を提供いたします。

※ご相談の前には、下記に事前連絡をお願いいたします。

〒402-0056 山梨県都留市つる五丁目 1-55 都留市立病院内

▲ 問い合わせ先  
富士・東部医療的ケア児支援センター  
サテライト  
0554-45-1811（代表）  
毎週火～木曜日（9:00～17:00）

# ひとり親世帯の子育て支援

## ● 児童扶養手当

児童（18歳到達後の最初の3月31日を迎えるまで、政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満）を監護している母子・父子家庭等および、配偶者（夫・妻）が政令で定める程度の障害にある世帯は児童扶養手当の申請ができます。

\*受給者と同居所に住んでいる扶養義務者の所得制限があります。

## ● ひとり親家庭医療費助成制度

母子・父子家庭等の方が安心して病院などで受診できるよう医療費等を助成し、経済的な負担を軽減するための制度です。ただし、受給者の該当年度の所得税額が非課税相当の方および同居所に住んでいる扶養義務者の所得が限度額以下の方が対象になります。

## ● 母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の親に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取り組み等について面談を実施し、個々のケースに応じて自立支援プログラムを策定し、自立・就労支援を行います。

## ● 高等職業訓練促進給付事業

母子家庭の母および父子家庭の父の就職に資する資格の取得を推進するため、6ヵ月以上の養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のため、高等職業訓練促進費を支給します。

## ● 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子・父子・寡婦世帯の生活の安定のために、山梨県では事業開始資金・修学資金など12種類の資金を低金利または無利子で貸し付けています。市では償還金を納付期間内に償還した人に利子補給を行っています。

### ▲ 問い合わせ先

富士・東部保険福祉事務所 福祉課 24-9047

富士吉田市役所 こども家庭センター 22-5155(直通)

## ● 子育て世帯への食糧支援事業

富士吉田市に住所がある児童扶養手当および就学援助受給世帯を対象に、給食のない長期休暇中に食糧支援を行っています。対象世帯への、市や学校を通じた案内または社協広報誌・ホームページなどで周知いたします。利用を希望する場合は、申請が必要です。

## ● ひとり親家庭等レクリエーション事業

ひとり親家庭を対象に、近県への日帰りバス旅行を通じ、親子の時間を有意義に過ごすとともに、他の親子との交流の時間を作れるよう、年1回実施しています。

詳細は、社協広報誌やホームページでお知らせします。

## ● ひとり親家庭等 こども体験会

長期休みの期間を活用し、ひとり親家庭等の子ども達に学びや体験の機会を提供するイベントを計画しております。富楽時に集まり、皆で楽しい思い出をつくりましょう。初回は夏を予定しており、詳細は社協広報誌やホームページでお知らせします。

### ▲ 問い合わせ先

社会福祉協議会 23-8105

# 急病の時の受診先

## ●小児初期救急医療センター

小児科医による富士・東部地域の小児救急医療の拠点です。休日や夜間にお子さんが発熱したり、体に異変が起きたりしたときの受診先です。「小児初期救急医療センター」で診療を行い、入院・検査が必要なお子さんは、富士・東部地域の3つの病院（富士吉田市立病院、山梨赤十字病院、都留市立病院）が交替で対応します。

### <場所>

富士吉田市緑ヶ丘 2 丁目 7-21  
（富士北麓総合医療センター 2階）

### <連絡先>

TEL:0555-24-9977

FAX 0555-24-4437

### <対象年齢>

15 歳（中学 3 年生）まで

受付時間	診察時間
平 日	
午後 7 時 30 分～午後 11 時 30 分	午後 8 時～深夜 0 時
土 曜 日	
午後 2 時 30 分～午後 11 時 30 分	午後 3 時～深夜 0 時
休 日 (日曜、祝日、年末年始(12/29~1/3))	
午前 8 時 30 分～午後 11 時 30 分	午前 9 時～深夜 0 時

### <留意事項>

- 予約の必要はありませんが、あらかじめ電話で受診の状況などを確認してから出かけるようにしましょう。受診する前に、必ず電話で受診が可能か否かをご確認ください。
- 頭部打撲、やけど、ケガ、骨折等の外科的疾患については対応できません。異物などの飲み込みについても対応できない場合がありますので、あらかじめ電話でご確認ください。
- 受付時間終了後から翌朝7時までの初期救急患者の診察は、甲府市内の小児初期救急医療センターで対応します。

場所：甲府市医療福祉会館内（甲府市幸町 14-6） 連絡先：055-226-3399

### <持ち物>

- ◎保険証・子育て応援医療費助成金受給資格者証（ピンク色）・ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証（水色）・母子健康手帳・お薬手帳（内服中の薬の内容がわかるもの）
- その他：マスク、オムツ、着替え、ビニール袋

## ●富士・東部口腔保健センター

休日などに急に歯が痛くなった時に受診できる拠点施設となります。急な歯の痛み、外傷などに対応して応急処置を行います。まずはお電話ください。

<診 療 日>日曜・祝日、年末年始(12/29~1/3)

<診察時間>午前 10 時～午後 7 時

<場 所>都留市立病院敷地内（都留市つる五丁目 1 番 55 号）

<連 絡 先>TEL:0554-56-8899 ハワキュウキュウ（歯は救急）